

4 高保体第 489 号  
令和 4 年 8 月 9 日

各市町村（学校組合）教育委員会  
学校保健担当課長 様

高知県教育委員会事務局  
保健体育課長  
高等学校課長  
特別支援教育課長

「新型コロナウイルス感染症における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の  
考え方並びに学校教育活動の取扱いの目安（2022. 8. 9）」の改訂について

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。  
さて、うえのことについて、別添（写し）のとおり県立学校に通知しましたのでお知らせします。  
つきましては、貴教育委員会におかれましても同通知を参考に、適切にご対応いただきますよう  
お願いいたします。

<b>【担当】</b> 高知県教育委員会事務局		
保健体育課	田邊、池田、山岡	(TEL:088-821-4900)
	廣田、池本	(TEL:088-821-4928)
高等学校課	岩河、東岡	(TEL:088-821-4907)
特別支援教育課	谷澤、平地	(TEL:088-821-4741)

写

4 高保体第 489 号  
令和 4 年 8 月 9 日

各県立学校長 様

保健体育課長  
高等学校課長  
特別支援教育課長

「新型コロナウイルス感染症における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方並びに学校教育活動の取扱いの目安（2022. 8. 9）」の改訂について（通知）

日頃は、学校における新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただき、感謝申し上げます。さて、先日の「高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安」の変更に伴い、これまでの部活動の感染症対策の取組や四国 3 県の部活動の活動状況等を参考とした上で、現在流行しているオミクロン株の特徴を踏まえ、知事部局の関係各課と協議を重ねた結果、別添のとおり「**県立学校の部活動の考え方**」を改訂いたしましたので、教職員へ周知いただきますようお願いいたします。

併せて、「**県立学校の学校教育活動の取扱いの目安**」についても、県の感染症対応の目安に準じて内容を変更いたしましたので、教職員への周知をお願いいたします。

これに伴い、令和 3 年 12 月 8 日付け 3 高保体第 810 号「新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方（2021. 12. 8）（通知）」及び令和 3 年 12 月 17 日付け 3 高保体第 847 号「新型コロナウイルス感染症における高知県のステージに対応した県立学校の学校教育活動の取扱いの目安について」は、令和 4 年 8 月 9 日をもって廃止とします。

なお、今後、新型コロナウイルス感染症に係る国や県の対応方針が変更となった場合は、改めて通知いたします。

【担当】

保健体育課	田邊、池田、山岡	(TEL:088-821-4900)
	廣田、池本	(TEL:088-821-4928)
高等学校課	岩河、東岡	(TEL:088-821-4907)
特別支援教育課	谷澤、平地	(TEL:088-821-4741)

【分類番号 05-04-0009】

★「文部科学省が示す衛生管理マニュアル及びこれまでに実施してきた感染防止対策を徹底する」ことを前提に、今後の部活動の対応を以下のとおりとする。

★次ページの注意事項についても必ず確認すること。

新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方 ～部活動で感染拡大させないために～

国の措置	県のステージ	対外試合等	部活動の制限及び活動時間	活動上の留意点
緊急事態措置相当 欄外※1	B A ・ 5 対策強化宣言 欄外※3  特別対策(紫)	○緊急事態措置相当、まん延防止等重点措置相当、B A、5対策強化宣言…具体的な対応方針については、別途文書にて通知する		
まん延防止等重点措置相当 欄外※2		県内外における公式戦・発表会等への参加及び県内での練習試合等への参加 → 慎重に検討する  県外における練習試合等への参加 → 禁止する	・感染状況を考慮した上で、平日2時間程度まで、 週休日等3時間程度まで (週休日の活動は、土日のどちらかとする) ・2週間以内に上位大会への出場が決まっている場合は、平日3時間まで、週休日等4時間まで (校長許可)	・なるべく個人での活動とする ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わない ・公式戦・発表会等に向け密集する活動などを行う場合は、徹底した感染症対策を行うこと ・時間を延長する場合は、保護者、生徒本人の了解を得たうえで、校長が認めた場合とする
	特別警戒(赤)	県内外における公式戦・発表会等及び県内外における練習試合等への参加 → 状況により慎重に検討する  *感染状況によっては、県内外における練習試合は、日帰りのみとする	・平日2時間程度まで、週休日等3時間程度まで ・1ヶ月以内に公式戦・発表会等がある場合は、平日3時間まで、週休日等4時間まで (校長許可)	・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は慎重に検討する ・時間を延長する場合は、保護者、生徒本人の了解を得たうえで、校長が認めた場合とする
	警戒(オレンジ)	県内外における公式戦・発表会等及び	☆通常での活動可 ・平日2時間程度まで、週休日等3時間程度まで ・平日3時間まで、週休日等4時間まで (校長許可)	・感染防止対策を行ったうえで通常の活動を行う ・時間を延長する場合は、保護者、生徒本人の了解を得たうえで、校長が認めた場合とする
	注意(黄)	県内外における練習試合等への参加 → 制限しない		
	感染観察(緑)			

※1 緊急事態措置相当の対象校：県下全域の県立学校が対象

※2 まん延防止等重点措置相当の対象校：指定された市町村に所在する学校及びその市町村からの通学生徒が50%を超える学校が対象

※3 BA.5対策強化宣言の対象校：県下全域の県立学校が対象

★感染状況により上位大会がない県内外の大会参加については、県教委において一律で禁止する場合がある。

ただし、上位大会がある県内大会や既に出場が決まっているブロック大会、全国大会については、校長の判断により出場を認めることができる。

★県立学校において感染拡大がみられる場合は、必要に応じて別途対応方針を示す場合がある。その場合は、文書にて通知する。

## ～全体共通留意事項～

- \* 発熱等の症状がある生徒・顧問及び、家族に発熱等の症状がみられる生徒・顧問は、部活動に参加させないようにすること。
- \* 部活動を実施する場合は、生徒、保護者の意向を確認し、その意思を尊重すること。  
また、顧問は右に示す基本的な感染防止対策を生徒へ周知徹底するなど、新型コロナウイルス感染症に対して細心の注意を払った状態で活動を行うこと。
- \* 熱中症のリスクがある場合は、感染防止策を講じた上で、マスクを外すなど適切な対応を行うこと。
- \* **感染者が発生した部**については、濃厚接触者（自宅待機感染者）に該当しない部員・顧問の健康状態の確認をより一層徹底すること。なお、**公式戦・発表会等（以下、「大会等」とする。）の開催直前（7日以内）に部内で感染者が確認された場合は、参加者の安全を確認（濃厚接触者（自宅待機要請者）は参加を控える・軽微な接触者は薬事承認を得た「定性抗原検査」を実施するなど）した上で、大会等への参加の判断をすること。併せて、大会等への参加については、関係団体の示す基準に照らし判断すること。**

## ～練習試合等について～

### ○県内での練習試合等の取扱いについて

- ・特別対策（紫）の場合は、感染状況を考慮した上で、少ない参加校で定められた練習時間を守り、各中央競技団体が示すガイドライン等をもとに活動すること。

**なお、感染状況によっては、県内での練習試合等を禁止する場合がある。（BA.5対策強化宣言などが発令された場合）**

### ○県外との練習試合等の取扱いについて（県外へ行く場合、県外から招く場合）

- ・実施する場合は、**別紙1「コロナ禍における県立学校の県外校との練習試合等の対応について」**に基づき、相手校の管理職と確認事項について確認し、その内容を記録に残すこと。なお、大会等の直前に行う練習試合等については次の①～②の取扱いとする。

①県のステージが特別警戒（赤）以下にある場合は、国の分科会が示す「レベル2」以下の地域の県外校と練習試合等を行うことを認める。その際、大会等の直前（10日以内）においても禁止期間は設定しない。

②他県との往来を県が制限している場合は、練習試合等を禁止する。

### ○練習試合等の実施後に感染者が発生した場合における大会等への参加について

- ・大会等の前7日以内に練習試合等を行い、その後、練習試合等の参加者で感染者が発生した場合、**その濃厚接触者（自宅待機要請者）に該当する者は、大会等への参加を控えること。**

なお、感染者と軽微な接触があった者については、大会等の直前（前日又は当日）に薬事承認を得た「抗原定性検査」等を実施した上で、校長が大会等への出場の判断をすること。

## ◆三密の回避

（密閉・密集・密接）



ソーシャル  
ディスタンス

## ◆感染症対策の3つのポイント

- ・感染源を絶つこと
- ・感染経路を絶つこと
- ・抵抗力を高めること

## 〈部活動における感染防止対策〉

- 部室等の利用は、短時間で分散し会話を控える
- 食事をとる場面では、飛沫を飛ばさないような席の配置にする  
また、距離がとれなければ会話を控える（黙食）
- 生徒の怪我防止（徐々に強度や難易度を高める）
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、参加しない  
（家族に発熱等の症状が見られる時も、参加しない）
- 活動時間や休養日（部活動ガイドラインに準拠）
- こまめな換気（練習場所・更衣室等）
- 手洗いの徹底
- 消毒の実施（共用物、手を触れる場所等）
- タオル、ドリンクは各自が準備
- 練習以外での十分な距離の確保
- 体温・体調チェック表
- 多数の生徒が集まり呼気が激しくなる運動は避ける
- 大声を出すような活動は避ける
- マスクの正しい着用（移動時、活動以外時等）
- ステージによっては、活動時もマスクを着用した活動を行う

※寝食を伴うような遠征・合宿等を行う場合においては、感染のリスクが高まることから、上記の感染防止対策の一層の徹底を図ること

\* 特に運動部活動の実施については県の考え方を基本としつつ、各中央競技団体及び公益財団法人日本スポーツ協会等が示す方針や通知を踏まえ対応する。

## コロナ禍における県立学校の県外校との練習試合等の対応について

### 1 県外校との練習試合等を実施する場合は、以下の点に留意する。

※県境をまたぐことにより、新型コロナウイルス感染症に係る情報の入手に時間を要する場合があります。感染者が発生した際の初動対応に遅れが生じる可能性があることを認識し、感染症対策を徹底して行うこと。  
 ※他県の部活動に関する規制などは一律ではないため、実施する前には県外校との連絡を密に取り合うこと。（他県で県外校との練習試合等を禁止している場合など）

### 2 県外校との練習試合等を実施する場合は、次ページの「県外校との練習試合等を実施する場合のフロー図」に従い実施することとし、協議内容については書面に記録する。

### 3 感染状況による県外校との練習試合等の実施方法について

※高知県の対応の目安と相手先の感染状況（国の分科会の示すレベルより判断）により、以下の表のとおり対応すること

		相手先の感染状況（国の分科会が示すレベル）				
		レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
高知県の対応の目安	特別対策（紫）	×	×	×	×	×
	特別警戒（赤）	○	○	○	×	×
	警戒（オレンジ）	○	○	○	×	×
	注意（黄）	○	○	○	×	×
	感染観察（緑）	○	○	○	×	×

・「○」は、校長の判断により練習試合等の実施を認める。

なお、公式大会・発表会等（以下、「大会等」とする。）の直前であっても、練習試合等の禁止期間は設けない。

・「×」は、練習試合等の実施は禁止する。

※他県との往来を県が禁止している場合、練習試合等は実施しない。

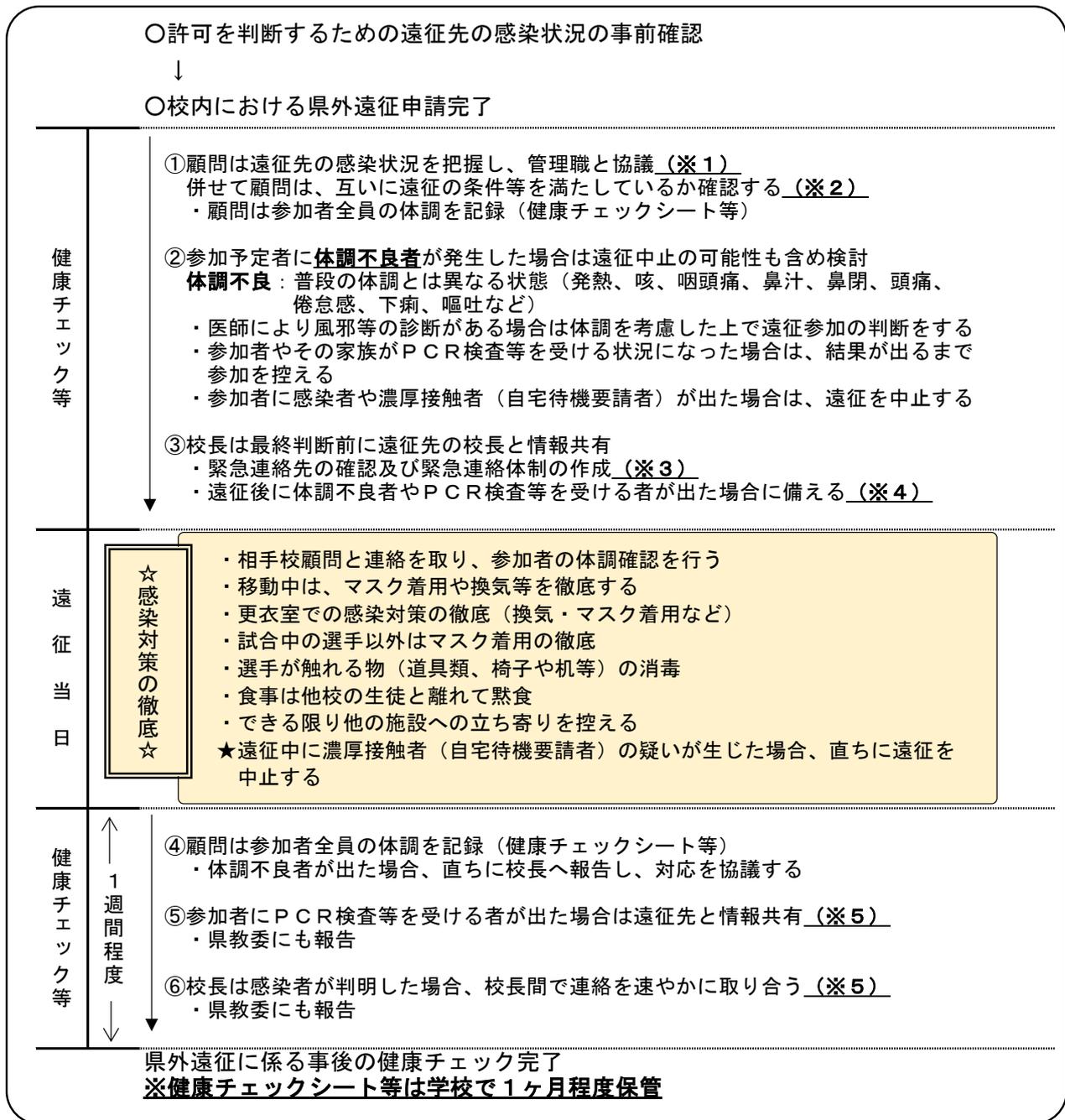
#### <留意点>

※大会等の直前（大会等前7日以内）に県外校と練習試合等を行い、その後、参加者から新型コロナウイルスの感染が判明した場合、その感染者の濃厚接触者（自宅待機要請者）については、大会等への参加を控えること。また、感染者と軽微な接触があった者については、大会等の前日または当日に薬事承認を得た「抗原定性検査」等を実施した上で、校長が大会出場に関する判断をすること。

※練習試合等の移動の過程でレベル3以上の地域を通過する場合は、その地域での食事や宿泊等は控えることとする。併せて、乗り換え等でレベル3以上の地域に立ち寄る場合は、その地域での滞在時間を最短にするなど感染防止対策に万全を期すこと。

※県外校との練習試合等が可能な場合であっても、感染が拡大している局面においては、双方の管理職と協議のうえ、慎重に判断すること。

＜県外校と練習試合等を実施する場合のフロー図＞ ※県外から招く場合も同様の対応とする。



- ※1 遠征先の県や現地の感染状況を把握するとともに、管理職との協議（感染対策などの徹底）を**書面に記録する。（様式1）**
- ※2 遠征先（県内外）の部活動の規定などの確認をする（県外との練習試合の禁止の有無、練習時間など）
- ※3 感染等が判明した場合に、管理職間で連絡をとれるよう、緊急連絡先の確認を行う。
- ※4 遠征後に体調不良者やPCR検査等を受ける者が出た場合は、速やかに情報共有することを相手校の校長と事前に確認する。
- ※5 遠征直後に当該部活動で感染が疑われるような状況が発生した場合や感染が判明した場合は、速やかに遠征先と情報共有を図ると共に、校内における感染状況の把握に努めること。その際、他の部活動に感染の恐れがあり、その部活動が遠征を行っていた場合は、その遠征先にも速やかに連絡を行い、情報共有を図るなど適切な対応を行うこと。  
なお、情報共有の際には、個人情報の取扱いについて校長が責任をもって行う。

様式2「県外遠征に向けたチェックリスト」により、関係書類や遠征先との情報共有などができているかを確認すること。

★「これまでに実施してきた感染防止対策を徹底する」ことを前提に、今後の学校教育活動の対応を以下のとおりとする。

新型コロナウイルス感染症における高知県のステージに対応した県立学校の学校教育活動の取扱いの目安について

国の措置	県のステージ	分科会提言 レベル	文部科学省 マニュアル 感染レベル 欄外※4	学校教育活動について				
				出席停止等 の取扱い 欄外※5	教科等	行事等	補習	部活動
緊急事態 措置相当 欄外※1	B A ・ 5 対策 強化 宣言 欄外 ※3	レベル4	レベル3	教職員や児童生徒に 体調不良等の症状が ある場合や、同居の 家族に発熱等の風邪 の症状がある場合に は、出勤や登校を控 えさせるなど、感染 防止対策の徹底を講 じること	衛生管理マニュアルの P50・52【レベル3地域】 を参照  ※感染のリスクの高い活 動については実施しない	校長の判断のもと、実施内容の見 直しや規模の縮小、時間短縮な ど、各校の実情を踏まえた感染防 止対策を徹底すること		
		レベル3						
	特別警戒 (赤)	レベル2	レベル2		衛生管理マニュアルの P51・52【レベル2地域】 を参照  ※感染リスクの高い活動 については慎重に検討す ること	学校行事、対外的行事の実施は差 し支えない		
	警戒 (オレンジ)	レベル1	レベル1		衛生管理マニュアルの P51・52【レベル1地域】 を参照  ※感染のリスクの高い活 動については、換気、身 体的距離の確保や手洗 いなどの感染症対策を 行い実施すること	校長の判断のもと、各校の実情を 踏まえた感染防止対策を徹底す ること		
	注意 (黄)							
感染観察 (緑)	レベル0							

※1 緊急事態宣言の対象校：県下全域の県立学校が対象

※2 まん延防止等重点措置の対象校：指定された市町村に所在する学校及びその市町村からの通学生徒が50%を超える学校が対象

※3 BA.5対策強化宣言の対象校：県下全域の県立学校が対象

※4 地域感染レベル：文部科学省の示す「学校の新しい生活様式」(2022.4.1 Ver.8)を踏まえた学校の行動基準（衛生管理マニュアルP16）

※5 学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止（衛生管理マニュアルP22、P45～47）

★ 県立学校において感染拡大がみられる場合は、必要に応じて別途対応方針を示す場合がある。その場合は、文書にて通知する